

見附市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第12号

見附市都市公園条例の一部を改正する条例

見附市都市公園条例（平成6年見附市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「業として」の次に「又は都市公園の全部若しくは施設の一部を独占して」を加え、「映画」を「動画」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 創作物の登場人物等の扮装をして、施設の一部を一時的に使用し、写真又は動画を撮影すること。

別表第3の1の表を以下のように改める。

1 公園の占用又は第8条の行為を行う場合

ア みつけイングリッシュガーデン以外の都市公園

区分	単位	金額
物品の販売その他これに類する行為	1平方メートル1日につき	43円
興行		
競技会、展示会、集会その他これらに類するもの		
法第7条第1項各号及び令第12条第2項各号に掲げるもの		見附市道路占用料徴収条例（昭和35年見附市条例第14号）別表道路占用料金表に定める額
その他のもの		市長がその都度定める額

イ みつけイングリッシュガーデン

区分	単位	金額
物品の販売その他これに類する行為	15平方メートル1日につき	500円

興行		
競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	43円
法第7条第1項各号及び令第12条第2項各号に掲げるもの		見附市道路占用料徴収条例別表道路占用料金表に定める額
大型テントで行う興行	100平方メートル1時間につき	1,000円
業として、写真又は動画を撮影する行為	1回につき	2,000円
独占した状況により写真又は動画を撮影する行為	1回につき	10,000円
創作物の登場人物等の扮装をして、施設の一部を一時的に使用し、写真又は動画を撮影する行為	扮装をする者、1人1回につき	500円
その他のもの		市長がその都度定める額
<p>備考</p> <p>1 物品の販売その他これに類する行為又は興行については、15平方メートルに満たない場合は、15平方メートルとみなす。</p> <p>2 大型テントでの興行については、100平方メートルに満たない場合は、100平方メートルとみなす。</p> <p>3 複数の区分が該当する場合は、算定した金額が最も大きな金額となる区分を適用して使用料を徴収する。</p>		

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。